

明治時代の道路制度

土木事務官 田 中 好

目 次

- 第一目 道路法制の概要。第二目 道路の主管廳及道路種類。第三目 道路の構造。第四目 有償道路の制。第五目 道路の占用制度。第六目 道路の交通制度。第七目 道路の費用。第八目 道路行政の監督。

第一目 道路法制の概要

國民の文化乃至は經濟生活の範圍が漸次擴張するゝに伴ひ、交通機關の整備發達が要求せらるゝに至るのは當然のことであつて、徳川氏が封建の制度を探りたる時代に於ても、陸上交通は既に藩境を超越して行はれ、更に參勤交代の制度に依つて其の趨勢を助長したことは一般史家の所論する所であつて今更贅言の要を見ない、彼の五街道の制度や其の路上交通に於ける驛傳驛馬乃至は宿場問屋場並に助郷の制度は當時に於ける路上交通の狀況を物語る、而して夫等の行政は江戸府内に道路掛の職を設け、普請奉行より二人目付より一人勘定吟味役より一人を兼掌せしめ此四人が老中支配

として常に江戸府内を巡視し道橋等の破損を修理し、地方道路のことに関するては、老中支配に道中奉行二人を置き大目付より一人勘定奉行より一人兼任して街道の道路宿驛のことを掌つた、其の他の支道は代官領主て掌つたものである(註一)。

明治維新の鴻業成るに及んで舊幕時代に於ける諸制度は改革されたが、兵馬倉卒の際到底路政に迄急激な改革を行ふの餘裕が無く、舊幕府勘定方勤務の官吏をして民政裁判所に勤務せしめ、舊道中方吏員をして人馬驛傳のことを管掌せしめた、其の後總裁議定參與の三職を置き、内國事務局をして諸國水陸運輸驛路開市都城港口鎮臺市升のことを督せしめたが(註二)、矢張り舊幕府勘定方勤仕の官吏皆其の職を繼續して人馬驛遞のことを司り或は公用旅行に關する驛遞の定めを設け、路上交通及之に關する制度は舊制度を踏襲するに過ぎなかつた。

維新の大業漸次緒に就くに及び専ら内治に力め、明治二年四月八日、民部官を置き地方事務を管掌せしめた、其の御沙汰書には、掌_總判府縣事務_管督戸籍驛遞橋道水利開懲物產濟貧養老等事_とと在つて道路驛遞に關しては専ら民部官をして管掌せしめたのである。同年七月民部省規則並縣官規則(註三)、を發布して堤防道路橋梁の修繕は民部官の決を受けて地方府縣之を施行することとし、三年二月堤防治水假規則を設けて是等事業の完壁を期したが、道路に關しては成法として何等見るべきもの無く依然舊慣を墨守するに過ぎなかつた、想ふに明治の初年から道路利用のこと殊に路上に於ける公物遞傳のことと關しては屢々命令して完全な交通が所期されたにも拘らず道路に關して特別の法制を見なかつたのは、各地洪水の災禍に罹り生命財産に及ぼす損失愈多きを加へたが爲に、積極

的に民生を助長するが如き路政に干渉するの餘裕無かつたのであつて、我國の路政は治水のことにつ
一步を遅れて發達したのである。

四年二月布告第八十八號を以て治水條目を定め（註四）、堤防其の他河川取締に關する法制を設けたが、同年四月諸道川々橋梁架設及新規通船造立に關する布告（註五）を發し路上交通の完備に力めた、併し是等は財政不如意の爲に通行錢を徵收して渡川の施設を爲さむとする方針であつて幼稚な交通政策に外ならない、其の後治水條目改正の議起り同年十二月布告第六百三十一號を以て右條目を廢止し、更に堤防橋梁等費用の制八條を定めたが、六年八月大藏省番外達を以て河港道路修築規則（註六）を定め、之に依りて漸く我國路政が確立するゝに至つた、内治安定して維新の業緒に就き諸般の施設に手を染むるや路上交通の要一層緊切を加へ右の如き制度を以ては十分ならざるが故に路政改正の議起り、明治八年六月二十七日開かれた地方官會議に於て道路附橋梁の議案を審議せしめ（註七）、同會議に於ては議論區々に岐れたが遂に一定の成案を得たので（註八）、之に基き明治九年六月太政官達第六十號を以て道路の種類等級の制を定むるに至つた、之に前後して道路に關する斷片的の布告又は布達を見たが此太政官布告を以て明治年間に於ける道路に關する根本法規とするのである。

然るに時運の趨勢は以上の如き法制を以て満足するを許さない、道路法を制定すべき議が屢朝野の間に論議され、政府も亦其世論に聽き完全な道路法の制定を計畫し明治二十一年漸く確定案を得、公共道路條例と街路新設條例とを立法するの運に立至つたが其の決定を見るに至らなかつた、更に

二十三年十二月右兩案を併合して道路法案と改稱し、第一回帝國議會に提出の目的を以て閣議を経たが之も亦提出の運に至らなかつた、更に明治二十六年六月道路法案に關し地方長官の意見を徵し、二十八年三月土木會及土木監督署長に諮詢し是等の意見を參照して、前案に多少の修正を加へ公共道路法案を立案し、二十九年十二月第十回帝國議會に提出したが可否の意見相半し結局法案中委任命令を以て規定する條文多きを占むると言ふ理由の下に否決された、又々三十二年第十五回帝國議會に提出したが國道の費用支辨に關し政府當局と議會とは所見を異にし會期中審査を終了せずにつ終つた、その後政府は、土木會又は道路協議會に諮詢し明治四十四年成案を得たのであつたが遂に明治年間に於ては道路法の制定を見るに至らなかつたのである(註九)、併しながら明治二十一年以來明治政府が研鑽して道路法の制定に力めたことは遂に大正年間に於て道路法を制定せしむるに至つたのであつて、其の努力は看過することが出來ない。

註一 萩野由之氏、近世の道路法

註二 明治文化全集第二卷正史篇二七頁。

註三 民部省規則並縣官規則は、治國の大本を示して當路官憲の守るべき道を定め十六項目に亘つてゐるが、第七項に於て、堤防橋梁道路等土木ノ事急ル可ガラス府藩縣管轄地所修繕ノ議伺出候ハバ可否詮議ノ上府藩縣ニ委任施行スベシ、堀割分水等新ニ水利チ興シ又利根濱信濃天龍等ノ大河管轄交互スル治河等ハ時宜ニ因リ役員ヲ遣シ其地方官ト戮力施行ス可キ事。を定め又第八項に於ては、驛遞人馬ノ制度賃錢增減等總テ其驛村貧富戸口ノ多寡等ヲ熟知シ當時ノ米價ヲ比較シテ公平ニ相定ムベシ府藩縣ニ指揮スルハ本省ノ任ニシテ施行スルハ府藩縣ノ職務タリ總テ下民ノ疾苦ヲ厭ヒ旅人通行ヲ便ナラシム可キ事。を定め道路橋梁に關する事務は地方官をして執行せしめた。

註四 治水條目と稱せられてゐるものは、土木司を派遣して諸國の全川を巡視せしむるから地方官も力を盡せ治水の方法を講すべきことを命じた條目であつて、九條條に亘つてあるが道路のことに関するには、唯だ纔に第六條に於て、堤腹ヲ侵墾シ官道ヲ縮粛スルノ類最嚴禁タリ自今其管轄廳ニ於テ取締致ス可キ事。と定めたに過ぎない。

註五 諸道川々橋梁架設及新規通船造立布告

諸道川々橋梁取立ニ可相成場所モ從來渡船歩行越等ニテ旅人難澁不少ニ付各地方官ニ於テ水利研究ノ上早々假橋相設可申尤川底石砂等ニテ杭木難相立分ハ新規通船造立致シ増水ノ節通路相成候様見込書竝別紙雛形ノ通從前ノ仕來取調來ル七月限可差出事。但川端へ從前ノ仕來ヲ以テ被下候御手當向後一切不被下候間右ノ心得ニテ定貲或無質越共更ニ相當ノ貯錢取調貯錢ノ内ヲ以テ本橋假橋渡船營繕ノ備相立候様ノ見込は亦可申出事。

註六 河港道路修築規則中道路に關するものを抜萃すると、第一則、東海中山陸羽道ノ如き全國ノ大經脈ヲ通ズル者ヲ一等道路ト

ス、右工事ノ費用從來官民混淆ノ分營ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ブル者其ノ四分ハ大藏省ニ收メ其ノ更正直線ニシ新ニ路傍ニ溝渠ヲ設ケル類修繕暴風霖雨等ノ爲崩潰セル河港道路ノ工事ハ圖面並ニ目論見帳添同省ヘ可伺出事。第二則、各部ノ經路ヲ云フ以下之ニ微フ修繕ヲ修ムル等ヲ云フ以下之ニ微フ接續スル脇往還枝道ノ類ヲ二等道路トス、右工事ノ費用從來官民混淆ノ分營ハ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル者、其ノ四分ハ直ニ地方廳ニ收メ其六分ハ大藏省ヨリ下渡ス可シ而シテ其更正修繕ノ工事ハ地方官ニ於テ施行ス可キ事。第三則、村市ノ經路ヲ三等道路トス、右更正修繕ノ工事ハ地方官之ヲ施行シ費用ハ其ノ利害ヲ受ケル地民ニ課スベシ尤モ其ノ課方ノ處分ハ地方官ニ委任ス可キ事。第四則(略之)第五則、二等以下ノ道路ト雖モ總テ大藏省ノ許可ヲ得テ施行ス可キ事。

第六則、地方官ニ於テ專任施行スル修築ト雖モ總テ清算帳ハ年々大藏省ヘ可差出事。

註七 道路附橋梁の議案を審議した、明治八年に於ける地方官會議は、其の六月二十七日から二十五日に至る三日間に亘つて論議され、七月五日其の答申を爲すに至つたのである、論議の要旨を紹介すると、道路の種類は各府縣區々に歧れて齟齬するから之を明定して國道縣道里道とし、道巾は其の土地の景況に依つて異なるものであつて今遽に之を一定することは出來ないが、一般の法則無いときは道路から生ずる百般の事件は其の準據を失ふ患がある、仍て國道一等は七間、二等は六間、三等は五間、縣道は四

間乃至五間とし里道は一定するの必要が無いと言ふのである。(第一條及第二條) 橋梁は路脈を互續するものであるから道路の種類に従ふを以て至當とする(第三條)既に道路の種類を分ちた上は其の種類に應じて國費縣費區費の別を定め、又其の一路線中と雖工事の輕重に従つて政府と地方との分任する制限を定めなければならぬ、併しながら未だ經緯租の制が立つてゐないから後年に決定することを要する、從來の制を見るに、或は舊藩々主の城廓居館遊園又は鎮守寺提寺祈願所等の爲に設け殊に濫費を以て支給し來り置縣以來之を國費と爲すものがある、此等の類は實際に就き漸次改正せんとす(第四條)と言ふのが附議原案であつた、之に對し東京から伊勢宗廟に達する道路を國道一等とすべきかに付道路本位の見做から之を否とするものと、宗廟のことよりして之を可とするものとに岐れたが遂に否決さる、國縣道を三種に分類することに就ても異論があつた、又國縣里道選擇の標準に就て議論があつた、橋梁の巾を道路と同しくするや否やに就ても論議し橋梁巾は便宜に從ふと言ふに決した、費用の負擔に就ては、地租改正後に定むべきものとする説と、今之を決定し國道は國費、縣道は國縣費の折半、里道は區費と分擔を明かならしむる説とあつたが結局原案を二條に分割して可決した(明治文化全集第四卷地方官會議日誌)

註八 道路橋梁法案答議。第一條、國道ハ全國ノ公有ニ屬スルヲ以テ内務省ノ直管トス、其ノ維持及保存ノ方法ハ沿道地方官ニ於テ適宜之力處分ヲナシ、其ノ新築更正修繕ハ土木寮ノ擔任トシ、工事ハ地方官ニ委托シ經費ハ國庫ヨリ給スヘキモノトス、但一項ノ工費五百圓以下ノ修繕ハ地方官ニテ處分ノ上申出ツヘシ。第二條、縣道ハ各縣ノ公有ニ屬スルヲ以テ内務省ニ於テ之ヲ統管ス其工事ハ地方ノ擔任スルトコロト雖モ新築更正ニ係ルモノハ内務省ニ稟議スヘシ、費用ハ總テ其一半ヲ縣内ニ賦課シ、其一半ヲ國庫ヨリ給スルモノトス。第三條、前條ノ如シト雖、瑣々タル修繕及維持保存並掃除等ノ費用ハ、地方官ニ於テ適宜之ヲ縣内ニ賦課スヘシ然レドモ霖雨或ハ洪水等ノ爲メ破損ニ至ルモノハ其ノ費用前條ニ依テ處分スヘシ。第四條、里道ハ各區ノ公有ニ屬スルヲ以テ地方官ノ統管トス、其工事及費用ハ該區内ニ於テ擔任シ尋常維持保存及掃除等ハ區戶長協議ノ上便宜處分スヘシ、但シ人民ノ協議ニ依リ該縣下一般へ負擔シ其費ノ課出ヲ爲ス等ハ其地方ノ適宜ニ任ス。第五條、收畜鐵山製造所等ノ爲メニ設クリ者ノ如キハ工費共其所有主ノ擔任スル所トス但新築更正等ニ係ルモノハ其ノ區内ノ區戶長ニ稟議シ地方廳ノ許可ヲ得テ施行スヘシ。第六條、橋梁竝ニ渡船ハ路線水ノ爲メニ切斷セラル、ナレハ道路ノ制ニ準シテ處分スヘシ、尤縣道里道ト雖モ

或ハ大河ニ切斷セラレ或ハ絶壁ニ支障セラル、等ニテ公益ニ關スル巨大ノ工事ヲ要スルモノハ其實際ニ就テ之ヲ内務省ニ稟議シ費用ノ幾分ヲ國庫ヨリ助給スルコトアルヘシ。第七條、國道縣道ニ係ル橋梁渡船等ハ工事經費トモ第一條第二條ニ準シ之ヲ處分スヘキモノナレトモ人民ノ篤志ニ出テ自費ヲ以テ築造シ國費ヲ助ケントスルモノハ情願ニ任スヘシ尤其後年保存ノ費用モ之ニ同シト雖若シ之ヲ辨スル能ハサルモノハ道路ノ制ニ依テ處分スヘシ。第八條、國道縣道ヲ遮断シテ村里又ハ田園等ノ爲メニ河川ヲ通シ又溝渠ヲ鑿ル類其國道縣道ニ架スル橋梁ハ其便益ヲ得ル村里及田園所有主ノ擔任タルヘシ。第九條、三府三港ノ市街ハ三道ノ例ニ仍リ難キヲ以テ之ヲ特別ノモノトス。第十條、國道ノ巾ハ一等ナ七間トシ二等ナ六間トシ三等ナ五間トシ四間乃至五間トス、但本文ハ前途ノ目的ヲ立ルモノナレハ其施設ノ如キハ各地ノ實況ニ依リ緩急アルヘシ。第十一條、凡道巾ハ路傍左右ノ水ハキ又ハ竪木等ノ敷地ヲ算入セサルモノトス。第十二條、水ハキ竪木等ノ敷地巾ハ實地適當ナル詞ヲ以テ内務省ヘ申立ヘシ。第十三條、橋梁ハ道路ノ種類ニ隨フヘシト雖モ其巾ノ如キハ必シモ道路ニ隨フヲ要セス唯橋際ハ成ヘキ丈ヶ餘地ヲ設ケ車馬衝突ノ累ナ防クヲ要ス。第十四條、三道ノ等位他日必ス變換スヘキモノト思量セハ三等ノ格位ニ拘泥セス實際ノ見込ヲ以テ内務省ヘ申立ヘシ。

註九 佐上信一氏著道路法の概要三頁。

第二目 道路の主管廳及道路の種類

明治元年正月十七日所謂三職を置き内國事務總督をして、水陸運輸驛路開市都城港口鎮台市尹のことを督せしめたのを以て明治時代に於ける道路司管廳の嚆矢とする、同年二月二十二日内國事務局中に民政役所を設け會計官を置きて七司を定め、其の内營繕司に於て土木の事務を管掌することに定めたが未だ事務を開始せずして其の制度は廢止せられた、當時に於ける官職制度は其の職務分界明瞭でなく其の名稱の如き有名無實のものが尠く無い、従つて二年には官名職制改定の議起り、其

の年六月太政官に民部官を設置し、民部官は聽訟、司庶、驛遞、土木、物産の五司に分れ、驛遞司は人馬の制度諸賃錢増減助郷の諸務を管掌し、土木司は道路橋梁堤防等營作の事務を司り、漸く道路等土木のことは土木司の下に統一管掌するに至つた。其の後事務の分擔離合を行ひ、三年七月民部大藏兩省の事務を分離したが、地理土木驛遞の三司は依然民部省の所管に屬した。四年七月民部省の廢止に伴ひ從前同省の所管した事務は大藏省に移管されたが、土木司のみは從前の通り事務を執行することゝ爲り、工部省二等寮に於て道路の事務を管理した。工部省の廢止と共に復た大藏省に合併するに至つた。六年十一月、内務省が設置され、二等寮に於て戸籍驛遞土木地理を管掌せしめた。後に至り事務は分化されたが、道路其の他土木のこととは内務省之を主管し、専ら地方官をして路政を執行せしむるの制度であつた。(詳細は明治工政史、土木行政参考)

道路の種類に關しては、明治九年まで河港道路修築規則(前註六)の規定する所に依つたのであるが、明治九年六月八日、太政官布告第六十號を以て夫れを廢止し(註十)、道路を分つて國道、縣道、里道とし、更に是等道路を三等級に分ち、國道一等は東京より各開港場に達するもの、二等國道は東京より伊勢宗廟及各府各鎮台に達するもの、三等國道は東京より各縣廳に達するもの及各府各鎮台を拘聯するものとし、同時に各府縣に令達して、國縣道圖面調製概則を設け府縣をして道路の選擇を爲さしめ、其の調査を基礎として内務省は國道を定めたが、十八年に至り右に述べたる國道の等級を廢止し(太政達第1號)新たに國道路線四十四線を告示した。明治二十年に至り艦船を製造修理し兵員の召募訓練の任に方る鎮守府と各地との連絡に便するが爲に、東京より鎮守府に達する道路及鎮守府と各鎮台とを

拘聯する道路を國道に編入すべきことに改め、内務省は其の路線を告示した。是等道路の選擇標準を通觀するときは、主として國政執行の爲に必要な道路を國道とした感がある。併しながら事の實際に徵するときは、諸營造物所在の地は何れも人家稠密して商工業殷賑を極め、產業上最も重要な地であるが故に所謂經濟的見地の下に國內幹線道路を選定したものであつて、國政執行の爲にのみ國道を選擇したものではなかつた。殊に鎮守府に達する道路を國道として追加した場合等に於ては、此ことを明白に物語り、是等道路の認定には一朝有事の際を考慮したことは勿論なるも、「鎮守府あるの地は從來寒村僻地であつたが、人民輻輳し來り車馬の交通頻繁となり、運輸の便否は地方の利害に關係すること大なり」と説明して居るに徵しても、國政執行のみに偏倚して道路政策を樹てたのでは無かつた。縣道も亦三等に岐れ、一等縣道は各縣を接續し及各鎮台より各分營に達するもの、二等縣道は各府縣本廳より其の支廳に達するもの、三等縣道は著名の區より都府に達し或は其區に往還すべき便宜の海港等に達するものを選擇し、内務省へ伺出すべきことゝした。然るに國道に就ては前に述べた如く内務大臣之を指定したが、縣道に就ては調査未了の儘指定さるゝに至ら無かつた。併しながら地方は夫等道路を府縣費を以て支辨したが故に、是等道路を以て暫く縣道と假定し行政したのであつて之が明治時代に所謂假定縣道と稱せらるゝに至つた原因である。

里道も亦三等に岐れ、一等里道は彼此の數區を貫通し或は甲區より乙區に達するもの、二等里道は用水堤防牧畜坑山製造所等の爲該區人民の協議に於て別段に設くるもの、三等里道は神社佛閣及田畠耕耘の爲に設くるものを選擇し、地方長官之を決定するの制度であつたが、是も亦其の決定を見ず、

唯だ國道は主務大臣假定縣道は地方長官之を積極的に決定し其の殘餘に屬する從來の道路が所謂里道として取扱はれたに過ぎなかつた然るに明治三十二年に至り郡制を施行せられ郡なる法人も亦郡全般の利益と爲るべき道路費用を負擔することを許されたが爲に茲に郡費支辨の里道を生ずるに至つた是等は郡の代表者たる郡長が府縣知事の指揮を受け決定するの例であつたが交通の實情は完全な道路構造と其の維持とを要求し之に關する費用は比較的財政の豊富な上級團體をして負擔せしめむとする機運を助成し遂に里道であつて府縣費を以て支辨する所謂府縣費支辨里道と郡費支辨のものと市町村費支辨里道の制度を見るに至つた。

以上の制度の下に施設維持された道路は明治の最終期に於て國道二千百七十八里、假定縣道九千百七十九里三十一町、里道十萬七千七百六十八里八町の多きに達し、是等道路が幹線交通を司る國道を中心とし互に相寄り相扶けて明治時代に於ける陸上交通を司つたのである然れども以下に於て説明するが如く是等道路の費用は主として明治九年當時に於ける舊慣に依つて府縣市町村若は地元の負擔に屬したが爲に道路の法律上の性質に關し明確を缺き道路を以て費用を負擔する公共團體の營造物とし、或は國の營造物とし、道路の性質は法學上の怪物として學者間に論争の種を蒔いたのである殊に市町村制理由書等に於ては道路を市町村の營造物とするが如きことを説明したが爲に（註十一）、一層問題を紛糾せしむるに至つた併し此問題は營造物の所屬に關する標準を何に求むべきやの見解に依つて其の歸結を異にし、其の所論の根據は、或は營造物の用途の性質に依つて決定すべきものとし、或は營造物の施設の計算が何者に屬するやに依つて決定すべきものとし、或は營造

物經營の主體に依つて決定すべきものとし、學說同一ではない併し營造物の所屬は物を營造物として供用する意思を表示した者の所屬に歸せしむるを相當とする。従つて前に説明した如く國が道路の種類等級を定め其の費用は官費と地方費とを以てする。從前の慣行に依り其の管理も亦地方官に委任したことにして徴するときは道路が國の營造物として施設されたことを知るに足るべく、内務行政の實際も亦夫れに依つて行政されたのである。

註十 道路ノ種類等級ノ制(明治九年六月八日。太政官布告第六十號)明治六年八月大藏省ヨリ相達候道路等級ヲ更ニ別紙ノ通相定候條右分類等級各管内限リ詳細取調ヘ内務省ヘ可伺出此旨相達候事但シ費用ノ義ハ追テ一般布告候迄從前ノ通り相心得ヘシ
國道

(一等) 東京ヨリ各開港場ニ達スルモノ

(二等) 東京ヨリ伊勢ノ宗廟及各府各(鎮臺)ニ達スルモノ

(三等) 東京ヨリ各縣廳ニ達スルモノ及各府各(鎮臺)ヲ拘聯スルモノ

縣道

一等 各縣ヲ接續シ及各(鎮臺)ヨリ各分營ニ達スルモノ

二等 各府縣本廳ヨリ其(支廳)ニ達スルモノ

三等 著名ノ區ヨリ都府ニ達シ或ハ其區ニ往還スヘキ便宜ノ海港等ニ達スルモノ

里道

一等 彼此ノ數區ヲ貫通シ或ハ甲區ヨリ乙區ニ達スルモノ

二等 用水堤防收畜坑山製造所等ノタメ該區人民ノ協議ニ依テ別段ニ設ケルモノ

三等 神社佛閣及田畠耕耘ノ爲ニ設ケルモノ

右ノ内一道ニシテ各種ヲ兼メルモノハ其類ノ重キモノニ從フ國道並縣道ノ道幅其土地ノ景況ニ據テ各地各殊ナルモノナレハ今遞ニ之ヲ一定シ實地ニ施行スヘカラスト雖モ豫メ一般ノ法則ナキ時ハ道路ヨリ生スル百般ノ事件其準據ヲ失フノ患アリ仍テ左ノ定チ以テ一般ノ法則ト爲シ且將來新設スル所ノ道路ハ其ノ土地ノ便宜ニヨリ此道幅ヲ保タシムヘシ

〔國道〕

〔一等	道幅	七間
〔二等	同	五間
〔三等	同	五間

縣道 同四間乃至五間

里道ニ至テハ要スルニ該區ノ利便ヲ達スルニ在テ其關係スル所隨テ小ナレハ必ス之ヲ一定スルヲ要セス

橋梁ハ即チ路線ヲ互続スルモノナルヲ以テ道路ノ種類ニ隨フヲ至當トス然モ其ノ幅ノ如キハ必スシモ道幅ニ隨フヲ要セス

註十一 市町村制を制定したとき政府は理由書を出し、社會經濟法ノ稍進歩シタル今日ニ在テハ舊時ノ夫役現品ニ代ヘテ金納法ヲ行フニ至レリ然レトモ町村費ノ課出ニ於テハ夫役現品ノ法ヲ存スルハ特ニ必要ナルノミナラス往々便利ナルモノアリ且古來ノ慣行今日ニ傳フル者其例少カラス夫役賦課ハ專ラ道路、河溝、堤防ノ修築、防火水又ハ學校、病院ノ修繕等ノ爲メニ行フモノナリ殊ニ村落ニ在テハ農隙ノ時ヲ以テ夫役ヲ課スルトキハ租稅ノ負荷ヲ輕減センカ爲メニ大ニ便益トル所アリ農民ノ如キハ季節ニ依リ夫役ニ應スルヲ得ルノ間隙アルコト市民ト其趣ヲ異ニス且地方道路ノ開通ヲ要スルモノ將來必少カラサル可キヲ以テ夫役賦課ノ法ヲ存スルトキハ幾許カ市町村ノ負擔ヲ輕減スルノ效アルコト必セリ依テ市制町村制第一百一條ニ於テ市町村ニ許スニ夫役賦課ノ法ヲ以テセリ。と記載し或は、使用料トハ一個人ニ於テ市町村ノ營造物等ナ使用スルカ爲メ其料金ヲ市町村ニ收入スルモノチ謂フ例ヘハ手數料トハ帳簿記入又ハ警察事務上ニ於テ特ニ調査ヲ爲ストキノ收入ヲ謂ヒ使用料トハ道路錢橋錢等ノ類ヲ謂フと記載したので一層問題を混亂せしめた。

第三目 道路の構造

道路を構成する敷地に關しては河港道路修築規則時代に於ては明治五年太政官布告第百八十九號を以て明細帳を提出すべきことを命した（註十二）外何等觀るべき規定なく、交通上其の必要に應じて取極めたるものゝやうであるが、明治九年太政官達第六十號に於ては「國道並ニ縣道ノ道巾其ノ土地ノ景況ニ據テ各地各殊ナルモノナレバ今遽ニ之レヲ一定シ實地ニ施行スベカラズト雖モ豫メ一般ノ法則ナキトキハ道路ヨリ生ズル百般ノ事件其ノ準據ヲ失フノ患アリ仍テ左ノ定メヲ以テ一般ノ法則ト爲シ且ツ將來新設スル處ノ道路ハ其ノ土地ノ便宜ニ依リ此道巾ヲ保タシムベシ」と規定し、一等國道は七間、二等國道は六間、三等國道は五間、縣道は四間乃至五間とし、里道に在つては該區の利便を達するに必要な範圍に限り之を一定する必要がないものとした、其の後明治十八年に至り國道の等級を廢止すると同時に、國道の巾員は四間以上竝木敷濕拔敷を合せて三間以上總て七間より狹小ならざることに改めたが、此標準に依り築造された道路は極て尠なかつた、又其の道路敷地の所屬に關しても明確でない、明治七年に制定された太政官布告第百二十號は官に屬する道路敷地が官有地第三種に屬することを定めたが、同十三年太政官布告第四十三號を以て民有地第二種として公衆の用に供する道路の存在を認めたが爲に官民兩有に屬する道路敷地が存在するに至つた、従つて之に關する取扱は地方毎に區々に岐れ、或は道路用地は必ず國に上地すべき主義を探る地方と民有に屬せしめて道路の公用に供する主義を探る地方とを觀るに至つたのである。

道路の築造に關しては明治十九年内務省訓令を以て之を一定し、在來の道路も成るべく此標準に據り改良すべきことを達した。蓋し國道府縣道等の如き道路が府藩縣の區域を異にするに依つて交通の同一を保つこと能はざるを憂ひ之を統制せむが爲に道巾を定めたると同一の趣旨に出づるので、築造計畫に關しては路線の選定計畫に付各備へざるべからざる圖書を調製すべきを定め、第二章以下に於て路面の築造、勾配及屈曲掘割及盛土橋梁及隧道其の他一般築造方針を示した(註十三)。之は其の後廢止されたが、明治年間に於ける道路技術に關する一般方針を指示したものと言ふことが出来る。道路管理者の執行する道路工事を如何なる方法に依りて實現したか、換言すれば請負の方法に依るか或は直營の方法に依るかは全く行政廳の任意に屬した。蓋し明治二十二年會計法が制定されたが、是等は國庫に關する會計の規定であつて假令道路が國の營造物であるにしても公共團體が其の費用を支出するものなるが故に是等の工事に適用なく、又明治十一年府縣會規則を設けられ、次て明治二十一年市町村制を設け三十二年府縣制等を制定したが、道路に關する工事は行政廳の執行するもので所謂公共團體の工事に屬せない故に、夫等の規定に基く地方命令乃至は規則に依ることを要せなかつた。従つて管理者たる府縣知事以下の行政廳は任意に之を執行し得たのであるが、事の實際は公共團體の工事執行に關する規程に準し執行するもの多數を占めたのである。

道路の維持に關して、徳川時代は皆其の沿道町村に負擔せしむるのを例としたが、明治時代に於ては前に述べた道路築造に關する標準に則り、道路管理者に於て執行した。唯だ道路の掃除に關しては古來特別の慣行があつたので沿道町村に於て執行した。此ことは明治五年に制定した道路掃除法

(註十四)、が近來道路の掃除が等閑に附せられ甚だ相濟まさる次第であるから地方官が厚く注意し追て道路の制を定むる迄は從前掃除請持の道筋は勿論請持のない道路と雖も最寄町村へ公平に割渡せと命令したことに徵し明かである。その後道路の制度變更され維持修繕工事の執行は管理者に於て爲すべきことゝ爲つたが、掃除に關しては依然舊慣を前提とした前記太政官布告に依り規律され沿道町村の公用負擔たらしめたのである。

道路の竝木の創始されたのは既に古く奈良朝時代に始まる。徳川氏の時代に於ては慶長十年諸道を改修して一里塚を築きし時より諸國に其の植樹を獎勵すると同時に、之が取締に關し嚴重な法規を以て規律した。明治の時代に爲つても舊制を踏襲して竝木保護の制(註十五)を定めて伐採を禁止し、交通上又は農業上に障害を及ぼす場合に限り伐採せしめたが、跡地には必ず苗木を植付け伐採樹木の代金は大藏省の收入に歸すべきことを定めた。併しながら此規程も餘り徹底せざりしが、世には竝木業と言ふが如き竝木を故意に傷害して枯損に陥らして之が拂下を出願して生業を營む者相起るの状態であつたから内務省は屢々府縣に訓令して違法行爲の取締を嚴にし、竝木補植の爲に特に國費を支出するの計畫まで樹立したのであるが、夫れは不幸實現の運に至らなかつた。併し今日徳川氏時代よりの竝木を各所に散見し得るのは全く此布告の效果と言はねばならぬ。竝木の法上の地位に關しては必ずしも明瞭で無い、併し道路の種類等級を定めた太政官布告を改正した明治十八年太政官布告第一號に於ては、竝木敷濕拔敷を合せて道路巾員を定めたことに徵するときは、竝木を以て道路附屬物として規律したのでは無く道路として法上の取扱をしたものと解する。

歩行交通時代に於ては、行旅の人が道路里程を知ること極めて必要であつたから徳川氏以前に於て既に里程標の制度設けられ、徳川氏が一里塙を築造するに及んで更に其の建設を必要とした。明治の時代と爲り民部省は、明治二年五月七日及同年十一月第千九十七號達を以て諸街道を測量し、三十六町を以て一里と計算し里程を錄上すべきやう令達したが（註十六）其の計算尙的確ならず口碑流傳等に因襲するものもあつて、交通上不便であつたから更に明治六年太政官布告第四百十三號（註十七）を以て府縣に對し道路の里程を實測し、全國的に確實な里程を得る迄は假標を建設すべき旨を命令した、之を明治時代に於ける里程標の制度とする併し是等は道路若は其の附屬物として法上の取扱を受けたのではない。

註十二

明治五年六月三十日太政官布告第百八十九號。道路ノ制道々一般可被相立候ニ付テハ差向管内何街道何往還ト相唱候分道敷及ヒ左右並木除地ノ間尺其沿道一驛一村限り明細帳或ハ明細繪圖等ノ舊記大藏省ヘ可差出事。但本文ノ舊記差出候節奸民ノ欺罔無之様屹度取締行届候様可致事。

註十三

道路築造標準は、國縣道の新設變更に係るもの、調査標準を定め其の築造保存方法を規定したもので、明治十九年八月五日内務省の訓令に依る、第一章築造計畫は改築に關し内務省の認可を受くる場合の手續にして参考と爲らねが、第二章以下のものは事技術に亘るも當時の道路技術の大要を知るに足るが故に抜萃すると、路面の築造に就ては、第十一條、道路ノ表面ハ割石ヲ以テ築造スヘシ其ノ馬車ノ通行頻繁ナラス搭載荷物重量ナラサル者ハ砂利ヲ以テ築造スルヲ得但其築造方法ハ概ね割石道路ト同一タルヘシ。第十二條、割石ノ厚ハ道路ノ中央ニ於テ五寸以上トナシ夫レヨリ兩端ニ向ヒ漸次減却三寸以上ト爲スヘシ。第十三條、横斷路面ノ形狀ハ橢圓形トス其ノ勾配ハ平均三十分一トスヘシ。第十四條、下水ノ深サト其底巾ノ幅トハ各一尺五寸ヲ下ルヘカラズ。第十五條、車道中央ノ高サハ下水ノ最高水面ヨリ一尺以上タルヘシ。第十六條、割石布設ノ方法ハ先ツローラル

或ハ鉛木ニテ地盤ヲ堅ムルノ後割石一層ナ布キ其上ニ割石ト能ク密着スヘキ石屑又ハ砂利ナ散布シ之ヲ堅メ然ル後再ヒ割石ヲ布キ前同様ノ石屑若ハ砂利ナ其上ニ散布シテ更ニローラル或ハ鉛木ニテ堅メ法式ノ如ク仕上ケルモノトス。第十七條、割石ハ能ク寒ニ堪エ且硬キモノニシテ混合物ナク多用ナルモノヲ採用スヘシ。二十八條、割石ノ寸法ハ凡ソ一寸五分ヨリ大ナラサルヘク八分ヨリ少ナラサルヘシ。第十九條、散布スヘキ石屑若ハ砂利ノ割合ハ割石立積ノ三十分一ヨリ多カラサルヘシ。第二十條、割石散布ノ後ハ密着固結ニ至ル迄間断ナク修治ヲ加フヘシ。勾配及屈曲に關しては、第二十一條、道路ノ勾配ハ可成左ノ割合ヲ越ヘサラシムヘシ、第一項國道勾配三十分一即チ長延一間ニ付二寸、第二項縣道勾配三十五分ノ一即チ長延一間ニ付二寸四分。第二十二條、曲線ノ半徑ハ已ム才得シテ減縮スル場合ト雖路線中心ノ半徑六間ナ下ル可カラス。第二十三條、曲線ノ半徑十間以下ノ者ト阪路ノ勾配四十分一以上ノ者トテ同所ニ兩存セシムヘカラス。二十四條、曲線ノ半徑二十間以下ノ者ヲ背面直接セシメス必ス兩曲線ノ間ニ一ノ直線ヲ置クヘシ。堀割及盛土に就ては、二十五條、堀割若ハ盛土ノ傾斜面ハ植草樹工若ハ野面石垣等ヲ設ケテ之カ破損豫防ヲ爲スヘシ。第二十六條、堀割傾斜面ノ勾配ハ其ノ地質ニ從テ適宜ニ之ヲ定ムヘシ。第二十七條、盛土傾斜面ノ勾配ハ一割二分ヨリ下ルヘカラス。第二十八條、堀割及盛土ノ傾斜面ハ勾配ノ減小ヲ要スルカ若ハ其ノ地質善良ナラサルトキハ基礎石垣ヲ築造スヘシ。橋梁暗渠及隧道に就ては、二十九條、橋梁ノ構造ハ橋面平積一平ニ付四百貫ノ重量ヲ橋上滿面ニ積載シ得ルモノトナスヘシ。第三十條、長五間以下ノ橋梁ハ其ノ巾ナ(欄干ノ中心ヨリ中心ニ至ル)道路幅員ト同一ニスヘシ長五間以上ノ橋梁ハ其ノ幅ナ(左右欄干内法)三間以上トナスヘシ。第三十一條、道路ヲ横斷スル小流ニシテ架橋ヲ要セサルモノハ必ス暗渠ヲ設ケ之ヲ通スヘシ。第三十二條、隧道ノ幅員ハ深抜ヲ除キ幅三間以上タルヘシ。第三十三條、隧道内ノ路線ハ必ス適宣ノ勾配ヲ與ヘ下水ノ流通ヲ充分ナラジムヘシ。第三十四條、隧道内ノ高サハ路面ヨリ十五尺以上タルヘシ。第三十五條、隧道暗黒ニシテ危険ナル者ハ必ス返照燈ヲ爲スヘシ。並木に就ては第三十六條並木ハ地方ノ形狀ニ依リ主トシテ雪ヲ除キ日光ナラ覆ヒ若ハ風ヲ防ケノ目的ナ以テ植付クヘシ、其ノ種類ハ成長速カニシテ且行人若ハ道路ニ障害ナキ者ヲ選用スヘシ。第三十七條、並木線ハ必ス路線ニ並行ナラシムヘシ。第三十八條、並木ハ下水ノ上緣ヨリ二尺以上ノ距離ニ於テ植付クヘシ。道路ノ保存及修繕に關しては、三十九條、道路ハ平生注意シテ破損ヲ豫防シ若シ小破アルトキハ速ニ修繕ヲ加ヘ大破ニ至ラサラシムヘシ。第四

十條、割石道路ノ破損ハ路面ノ泥濘及粉細ノ土砂ヨリ生スルカ故ニ道路ヲ保存スルニハ主トシテ之ヲ掃除スヘシ。第四十一條、路面少シク凹所ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ凹所アル部分ヲ少シク掘起シ然ル後割石ト石屑若ハ軟質ナル砂利トナ適宜ニ散布シロ一ラル或ハ蛸木ヲ以テ之ヲ堅メ且修繕ノ部分ト修繕ヲ加ヘサル部分トノ結合シ易キヲ務ムヘシ。第四十二條、前條ノ修繕ハ一方ヨリ順次ニ着手セシシテ必ス四所ノ最モ甚シキ部分ヨリ先ニスヘシ。第四十三條、路面ノ一方ニ修繕ヲ加フルトキハ馬車ハ好テ一方ヲ通行スヘキカ故ニ之カ爲ニ其一方ノ破損ヲ來スノ虞アリ又一時ニ路面ノ全幅ヲ修繕スルトキハ通行ノ馬車多クハ同轍ニ由於ヘキカ故ニ其修繕シタル部分ノ未タ固結セサル前ニ於テ破損ヲ生スルノ患アリ故ニ一時ニ廣キ面積ノ修繕ニ着手スヘカラス且馬車ノ通行偏倚セサル様修繕スヘキ箇所ヲ區分スヘシ。第四十四條、修繕ハ路面ノ濕氣ヲ含ミタル時ニ於テ施行シ若シ降雨ナキトキハ適宜水ヲ注ギテ施行スヘシ。第四十五條、保存及修繕ヲシテ完全ナラシムルニハ第一管守人ヲ置キ平素技術者ノ指揮ヲ受ケ之カ保存ニ從事セシムヘシ第二保存及修繕ニ使用スヘキ器具築品人夫等ヲ常ニ各所ニ配置シ使用ニ便ナラシムヘシ。第四十六條、砂利道路修繕ノ方法ハ概ネ割石道路ト異ルコトナシ但其保存ニハ一層注意ヲ加フヘシ。

註十四 道路掃除法。(明治五年十月二十八日布告第三二五號)第一條、總テ掃除請持丁場ハ風雨等ノ障リ有無ニ不拘必ス三ヶ月中一度ツ、掃除可致事。第二條、風雨ノ後ハ必ス其持場ヲ掃除シ溜水ハ左右ノ溝ヘ導キ水溜ノ場所相減候様可致事。第三條、並木根返、風折雪折等ハ追テ其廳ヨリ處分有之ト雖モ不取敢通路妨ナキ様取片付置可申事。第四條、左右ニ溝渠無之道路ハ可成丈ケ路ノ兩縁ヲ低下ニシテ雨水ノ捌方宜敷様可致事。第五條、掃除丁場標杭往々等閑ニ致シ置候向モ有之右ハ必ス其請持丁場境ニ從是東西或ハ南北何百何十何丁何郡何村掃除丁場ト記シ標杭可相建事。第六條、路鋪往々田畠ニ切添候ヨリ並木根サシヲ失シ之カ爲根返リニ及ヒ易ク以ノ外ノ事ニ候以來決シテ右等ノ所業致間敷事。右ノ通堅可相守候若等閑ニ差置ニ於テハ掛官員巡回ノ節屹度可申付事。

註十五 並木保護ノ制。(明治六年五月六日布告第一四六號)諸道路並脇往還並木ノ儀ハ風雨寒暑ノ節行客ヲ防護スルヲ以テ猥ニ不可伐取候ニ付自今伐木願出候節ハ實況寫ト遂検査田畠ノ障碍ニ相成分ハ大藏省ヘ申立許可ノ上處分可致尤障礙ニ相成候下枝伐透シ或ハ立枯根倒レ風折等ノ損木有之節ハ村々出願次第遂検査府縣限リ伐木差許木品入札拂下ノ上代金同省ヘ上納致シ跡地苗木植

付等ノ議ハ從前仕來ノ通相心得難決議モ有之候ハ、同省へ可伺出事。

註十六

明治二年五月七日、驛遞司達第四百二十三號。落々領地本街道枝街道人馬繼所付並ニ繼所ヨリ繼所迄里數早々取調可差出事。明治二年十一月(太政官)達第十九十七號。諸街道區々ノ丁數ニテ人馬ノ勞不同一候ニ付今度改正可相成候間朱印地ヲ始メ其他程外ノ地悉ク丁數へ相加ヘ且五十丁等ヲ以テ一里ト定來候分共總テ三十六丁一里ニ積リ來ル十二月中旬限リ取調可差出候事

註十七

道標建設ニ關スル明治六年第四百十三號達。從前諸街道岐路共里程計算的實ナラス口碑流傳等ニ因襲來候土地モ有之不都合ニ付追テハ全國實測確定ノ期モ可有之候得共差向キ左ノ方法ヲ以テ精ク取調目里程假標ヲ取建之ヲ畫圖面ニ記入シ來明治七年三月三十一日附大藏省へ可差出此旨相達候事但北國深雪ノ場所ニオイテ時季相後レ取調難出來分ハ相當ノ延期同省へ可申出事

里程取調ノ方法

一壹里ハ三十六町壹町ハ六十間壹間ハ曲尺六尺ト相定メ可申事

一測器ハ分間用麻繩或ハ鎖ヲ可用事但麻繩ハ極メテ伸縮セサルモノヲ可用事

一麻繩及鎖共使用ニ相充候時ハ必ス尺度ヲ以テ綿密ニ照査可致事但晴雨變更ノ都度麻繩ノ伸縮ヲ照査可致事

一路幅ノ中央ヲ測ルヲ法トス故ニ届曲部分ハ最モ注意可致事

一渡船場有之線路ハ時々變換可有之ト雖モ定渡船場有之分ハ其定所ニ據リ又定所無之分ハ假橋架設ノ地ヲ買テ兩岸ノ道ヲ取り或ハ可變換地位ノ中央或ハ其平均ヲ取り里程ヲ可定事但現今難一定場所ハ現場ニ就テ假ニ之ヲ取調其子細大藏省へ可具狀事

一渡海ノ場所ハ當分ノ内從前ノ稱呼ニ可据置然共格段不都合ニテ改正ヲ可要分ハ適宜ニ取調大藏省へ伺出ノ上相定可申事但兩管轄分境ノ海路ハ兩縣申合甲乙符合候様可致事

里程表ノ位置及記載ノ法

一東京ハ日本橋京都ハ三條橋ノ中央ヲ以テ國內諸街道起程ノ元標トナシ大阪府及各縣ハ其本廳所在地ニ於テ四達樞要ノ場所ヘ本標ヲ建テ之ヲ管内諸道起定ノ元標ト可定事但東京京都兩府ハ國內諸街ノ元標ヲ以テ管内諸道ノ元標ト可致事

一各府縣共其管轄地界へ本標ヲ可取建事但河海ノ中央或ハ涯岸等ヲ以境界トナシ標柱難取建分ハ兩管轄申合圖面上ニ之ヲ細記可致事

一毎驛及郵便役所或ハ陸運會社有之村市ハ高札掲示場等其肝要ニシテ便宜ノ地へ里程標可取建事

一前ニ掲タル元標及標柱ハ大藏省ヨリ達ノ日ヲ待テ可取建事但其迄ノ間ハ假杭取建置可申事

一標柱ノ記載ハ全道ノ里程ヲ取調地圖完備ノ上於驛遞臺每地ト兩京ノ距離ヲ通算シ各地ノ里程表ヲ造リ之ヲ大藏省ヨリ達次第左ノ如ク可認事 (管轄境界標柱書式略す)

第四目 有償道路の制

道路は其の性質上からして本來其の使用は無償たるべきを交通政策上原則とし明治政府も亦此政策に則り道路を國の營造物とし行政廳をして管理せしむるの主義を探つたことは上來説明した所であるが明治創業のときに於ても尙此主義を國政に徹底せしむることは却つて交通を抑制するの嫌があつたので所謂有償道路の制度を認めた即ち明治四年太政官布告第六四八號が夫れである、布告は、

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ヒ水行ヲ疎シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功績ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ稅金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其ノ地ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費稅金ノ制限等篤ト取調大藏省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無漏可相達事。

と言ふのであつて、獨り道路に關してのみ適用さるべきものでなく、廣く水を治め路を修むるが如き運輸の利便に供せらるゝ事業を以て國の事業と爲すべき根本方針を定めたのである蓋し是等の交通機關を私人をして經營せしむると言ふことは、其の反面に於て、是等事業を國家の事業と爲すべき意思を前提とし始めて言ひ得べきことである。國家の交通政策を定むるに方つては、國家が交通機關の利用者たる地位を占むることゝ、一面交通機關を統制する權力を有することゝに鑑み、國家は交通機關に對し無干渉たるべきでない、之に干渉するか或は自ら之を經營するかの方針を定めなければならぬ。明治の初年に於て既に此交通政策上重要な事柄を決定し、交通機關自由經營主義を排して國家經營主義を採つたことを宣言したのである。布告は特許主義を採用したが爲に、特許を受けた者に對し事業經營の特權を附與するの反面に各種の義務を負擔せしめた。布告本文の規定する所に依れば、私人が工事執行——事業經營の義務のあることゝ、稅金——即ち交通料金を功費の多寡——即ち事業經營費の範圍に於て徵收する特權あることである。併し特許に附すべき命令書難形に於ては、各種の義務を定め、其の主要なものは以上述べた義務の外、交通機關の修繕及一切の保存を免許人の義務とし、免許期間中と雖も國の都合に依つて元資本領却金を支拂つて構造物を買收すべきことを定め、免許満期の後は敷地及構造物共無代價にて官有に歸すべきことを定め、一般の法律規則の結果事業經營に不利益を來しても、免許人は官廳に對し其の損失の補償を請求することが出來ない旨を定めた。

此制度に依り特定道路の交通に對して路錢若は賃錢を徵收することゝ爲つたが、一面道路費用負

擔難の爲に着手され無かつた道路の改良は、漸く民間の手に於て經營されたもの多く、彼の天下の難所として人口に膾炙する大井川に明治八年架橋されたのも、或は又難路と言はれた東海道金谷日坂の時が改良されたのも此制度の運用に依つたのであつて道路の改良が此制度に負ふ所が尠くない。

第五目 道路の占用制度

道路を特定人に獨占使用せしむる所謂道路の占用制度が、法上是認せらるゝに至つた時期は明確ではない、蓋し明治初年に於けるが如き土地過剰の時代に在つては本制度は其必要を認めなかつたのであつて、唯だ道路敷地を侵害する者に對し嚴重な取締が行はれたに過ぎ無かつた、併し道路を使用することを以て經濟上利益とする事業が漸次企畫されるに及んで漸次此制度が必要と爲るに至つたのは當然である。明治九年乙第五十八號達を以て（註三十）道路使用料の歸屬を定め、又明治二十一年七月に發布された内務省訓令第十七號は、町村費の支辨に係る道路並木敷貸渡料の收入の歸屬者に就き規定したことには、明治九年以前既に道路の占用制度が在つたのである。

明治二十三年に至り官有地取扱規則（勅令第三七六號）を制定し、官に屬する公有地及公有水面は其の公用を廢した後でなければ賣拂譲與交換又は貸付することを得ざる旨を規定したが、例外として公衆の妨害とならざる限りは公用に供した儘有料又は無料にて特に其の使用を許すことを定めた、之が道路の占用制度を法上是認した矯矢である。然るに本規則に於ては其の處分の権限を地方長官に委任したに不拘、明治二十四年に至り内務省訓令第四六二號を以て（註十八）地盤の官有に屬する堤塘道路

竝木敷の使用は自今其の費用を負擔する府縣及市町村に於て處分すべきことを定め市町村に於て處分する場合には府縣廳の認可を請はしむることを命令した、従つて此命令を以て違法のものと爲し或は右規則に依り地方長官の有する権限を委任したものと爲し學者の論争する所であつたが、道路行政の實際は右内務省訓令に依り道路費用を負擔する府縣市町村に於て道路の占用を許可し又は拒否したのである。併し此管理者の處分權は特別法令を以て縮少された、其の最も顯著なものは軌道條例（明治二十三年法）であつて、一般運輸交通の便に供する馬車鐵道及其の他之に準すべき軌道は起業者に於て内務大臣の特許を受け公共道路上に敷設する事を許され、内務大臣の特許ある時は管理者に關係なく道路の占用を許されたのである、固より特許處分に方つては地方公共團體の意見が徵されたけれども管理者は占用許否權を持た無かつた亦輕便鐵道を道路に敷設する場合に於ても軌道と殆ど同一の取扱であつた、其の外電信線電話線建設條例（明治二十三年法）や陸地測量標條例（明治二十三年法）及水路測量標條例（明治三十八年法）軍用電信法（明治二十七年法）等の法令に於ては電信電話線の架設及測量標の建設の爲に道路を占用する場合に於ては道路管理權を有する者に交渉なく自由に占用するの制度であつて、占用に關する管理權は國家の爲にする占用に對しては殆ど空權と言ふべき狀態に置かれたのである。

道路の占用に對して報酬一占用料を徵收することは占用制度と同時に發達したものゝやうで、道路敷地獨占の對價として此制度が是認された併しながら是等の占用料金は管理者が自ら道路の占用を許可したものに就て徵收され、前に述べた特別法規に依つて爲された占用に對しては無償であ

つた、従つて占用料を徵收することは占用権附與處分の一様として許されたに過ぎない、又獨占的營利事業の爲に道路を占用するものに對しては個々の道路占用に付占用料を徵收すること無く、道路占用料は勿論其の獨占企業に於ける利益を道路費用を負擔する公共團體にも配分せしめむが爲に所謂報償契約の制度が發達した。固より是等は獨占事業の性質と道路占用の態様其の他公共團體財政上等の關係を考慮し當事者間に締結せらるゝ契約なるが故に、従て其の内容も亦同一では無いが併し大體に於て道路の費用を負擔する公共團體は占用者に對し、一般的に道路の占用を承認し、占用者に對する一般の課稅を免除し占用者と同一の事業を經營せざることを約し占用者は之に對して其の經營する事業より生ずる一定の利益を公共團體に納付し又其の事業より生ずる利益の分配に關し又は事業の料金の制定變更に關して公共團體の承認を受くることを約する一種の契約である、之を經濟的の見地に於て見るとときは、公共團體住民の利害に關する事業を代行せしめ、公共團體が其の利益の分配に預かり住民の負擔を住民利益の爲に監視干渉せむとするのであつて、其の目的とする所必ずしも咎むべきでないが、當時の法律上より見るとときは合法的の契約と言ふを得ずして之に對し隨分非難もあつた、併し都市行政の實際は此契約に依つて處理されたのである。

註十八 明治二十四年内務省訓令第四六二號。地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路並木敷ノ使用ハ自今其ノ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ於テ處分スヘシ但市町村ノ處分ニ係ルモノハ府縣廳ノ認可ヲ請ハシムヘシ。前項堤塘道路並木敷使用料及堤塘道路用悪水路土居敷等ニ屬スル竹木其ノ他ノ收益ハ其ノ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ノ收入ニ屬スヘシ。費用ノ負擔定ラサルガ又年々負擔ヲ異ニスル堤塘道路並木敷用悪水路土居敷等ニ關スル事項ハ府縣廳ニ於テ處分シ其ノ收益ニ屬スルモノハ府縣廳ニ於テ之ヲ徵收シ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ配付スヘシ。地盤ノ市町村有ニ屬スル堤塘ノ使用及堤塘ヨリ生スル收益等ハ市町村ノ管理ニ歸セシ

ムヘシ。

第六目 道路の交通制度

道路交通の特質は何の障りも無く公衆が思ふが儘に交通の爲に自由に使用せしむるに在るが、封建時代に於ては故更に之を制限して交通の不自由を以て政治の手段に供したことは封建當然の制度として怪むに足らない、明治の時代と爲つて維新の宏漠が布かれたにしても兵馬倉卒の際に方つて道路交通が制限されたのも當然である、各藩に通行札を持たしめて藩主の交通を監視せしめた如きは已むを得ざるに出でた交通政策と言ふべく、又此制度を潜る者の多きを出するに及んで「五畿七道諸宿驛ノ義是迄逆モ印鑑無之者ハ繼立申間敷ノ處近來宮堂上家來杯ト唱ヘ印鑑ニ引合無之ノミナラス無賃錢ニテ人馬繼立強談仕候者有之趣以ノ外ノ事ニ候間以來印鑑引受無之且賃錢跡拂等ニテハ決テ繼立申間敷事」と言ふが如き布告（布告第八十六號 明治六年二月九日）を見るに至つたのも故がある併しながら王政復古の爲に交通は自然に繁激を加へ、交通制限の爲に維新の業は却つて其の促進を妨げらるゝの嫌があつたので諸國街道筋に於ける交通關門の設置を禁止し（明治元年五月十七日 太政官布告第三百九十九號 諸國街道筋ニ於テ私ニ關門或ハ番所等被停候事）更に徳川時代よりの關所を廢止した如き（明治二年正月二十日 太政官布告第五十九號 今般太政更始六號 諸國街道筋ニ付箇根始諸道關門廢止被仰候事）何れも道路自由交通の氣運に至つたことを知るに足る併し交通危險の除却と政治犯人犯行取締等の趣旨を以て交通の自由は一部制限され明治三年太政官布告第八百四十四號（告第八百四十四號 馬車軍騎馬等ニテ夜中無燈通行ノ儀堅ク被相禁候事十一月十九日 太政官布告第八百四十四號 馬車軍騎馬等ニテ夜中無提灯ニテ夜行ヲ禁止サル）の如きは其の一事例である。

明治三年に至り太政官達第九百四十四號を以て新規綱要を定めたが、道路交通の自由制限に關しては、依然舊來の斷片的布告布達に依り取締り明治六年に至り違式詰違條例(註十九)を制定して道路交通の保安を期するが爲に違反者所罰の制度を設け、明治十三年太政官布告第三十六號を以て刑法を定めて、違警罪として是等所爲の取締を期した併しながら交通の制限は各地事情を異にするものあつて全國を一律に統一するを許さない爲に地方官をして適宜の措置を探らしむる外なかつた。漸次其の統制を圖らむとするに至つて、明治十八年内務省訓示(註二十)或は明治二十九年内務省訓令訓(註二十一)の如きは其の一事例である。明治四十一年に至り交通保安の違警罪に關する規定を警察犯處罰令に收め道路交通の保安を期し、道路は自由に使用することを定めずして自由使用の妨害を取締り道路使用の自由を維持したのである。

道路上に於ける運送に關しては、徳川時代より行はれた驛傳驛馬の制度を維持し、明治元年驛遞規則(註二十二)を設けて以來、道路運送上に於ける交通に干渉し諸街路に於ける人夫賃を定め、更に明治四年官吏を發して人馬遞傳會社の設立を獎勵せしめた夫れが爲に遂に東海道各驛に陸運會社が創立され、次で各地陸運會社の成立を見るに至り、明治八年内國通運會社に其の事業を統一せしめた之に依つて舊藩制時代各地に割據的に行はれた陸上運送は漸く統制されるに至つた。想ふに方今道路と道路上に於ける運送とは別個の獨立の事業と爲さむとするの傾向がある、或は是等民間に經營せしめたことが道路と道路運送とを分離するものと解するの原因を助勢したるに非ざるかを疑はしむる、然れども道路運送は道路の施設完きを得て始めて效用を擧げ得べきものであるから、明治政府

が兩者を獨立分離せしめ、道路行政は路上運送を考慮せず從つて路上運送は道路行政の爲すが儘に放任せられたる結果路上運送の發達遲々として進まなかつたのであるやを疑はしむ。

註十九

違式詫違條例(明治六年七月十九日、太政官布告)

違式罪目。第十三條。乘馬シテ駕リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾驅シテ行人ヲ觸倒ス者。第十六條。夜中無燈ノ馬車ヲ以テ通行スル者。第十九條。戯ニ往來ノ常燈臺ヲ破毀スル者。第二十條。馬及ヒ車留ノ揭示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者。第三十條。道敷内ニ菜蔬豆類ヲ植或ハ汚物ヲ積ミ往來ヲ妨クル者。

詫違罪目。第四十三條。狹隘ノ小路ヲ馬車ニテ馳走スル者。第四十四條。夜中無提燈ニテ諸車ヲ挽キ又ハ乗馬スル者。第四十五條。斟酌ナク馬車ヲ疾驅セシメテ行人ヘ迷惑ヲ掛けシ者。第四十六條。馬車及ヒ人力車荷車等ヲ往來ニ置キ行人ヲ妨ナシ及ヒ牛馬ヲ街衢ニ横メヘ行人ヲ妨ケシ者。第四十九條。荷車及ヒ人力車行途ノ節行人ニ迷惑ヲカケシ者。第五十八條。荷車及ヒ人力車等ヲ並ヘ挽キテ通行ヲ妨ケシ者。第六十二條。醉ニ乗シ又ハ戯ニ車馬往來ノ妨碍ヲナス者。第七十一條。渡船ニテ不當ノ賃錢ヲ取り或ハ等閑ニ行人ヲ待シメ用便ヲ妨クル者。第七十二條。往還ノ並木及ヒ苗木ヲ徒ニ害スル者。第七十三條。渡舟橋梁ノ賃錢ヲ不拂シテ去ル者。第九十條。往來並木ノ枝ニ古草鞋等ヲ投掛けル者。

註二十

明治十八年内務省訓示(一月二十七日、訓示陸警第百二十七號) 途上ニ於テ車馬行進フ時ハ左方ニ避讓スヘキ旨各地方ニ於テ規定有之候處今般陸軍卿ヨリ照會ノ旨モ有之候ニ付軍隊並ニ砲車轎重車ニ行進フタル時ニ限り右方ニ避讓スヘキ様管下ヘ告示スヘシ此旨及訓令候也。但一般車馬互ニ左方ヘ避讓スヘキ規則ト相抵觸セサル様致スヘシ

註二十一

明治二十九年内務省訓令訓(十二月、訓第七百六十二號) 道路往來若クハ車止ノ場合ニ郵便ノ遞送及集配並ニ電報集配人ナシテ他ノ迂路ヲ取ラシムルトキハ通信ノ遲延ヲ來スヘクニ付右等ノ場所ト雖モ可成通過セシムル様取計ハルヘシ右訓令ス

註二十二

驛遞規則(明治元年九月十二日第七百三十五號驛遞司布告) 一、驛遞ノ法則ハ總テ驛遞司ニテ確定シ府藩縣其ノ法則ヲ守リ遠近諸道一般ニ取締可申事。一、驛鄉組替之議ハ驛遞司ニ於テ取調其驛支配之府藩縣ニテ請取調印等可申付事。一、驛々附屬村之内他支配人雜居候共其驛支配之府藩縣ニテ一手ニ取扱ヒ可申事。一、驛鄉之者共訴訟並願之儀ハ其驛支配之府

藩縣ニ於テ可致所置萬一見込難付節ハ其支配ヨリ添簡ナ以驛遞司ヘ可申立事。一、驛鄉之儀ニ付驛遞司ヘ呼立候節ハ其者支配之府藩縣へ相掛り呼立可申萬一至急ノ儀ニテ直ニ呼立候節ハ其旨支配へ前後ニ相達可申事。一、驛々廢置道替等ヲ初往來ニ關係致候事件ハ總テ驛遞司へ相達取計可申事。附出火出水並道中筋異變有之往來ニ差支候節ハ驛々傳馬所取締役ヨリ逐一驛遞司ヘ可届出事。

第七目 道路の費用

徳川時代に於て道路費用を何人が負擔したかは研究の餘地があるが、彼の五街道制度に基く道路と地方道路とは自ら其制度を異にし、前者に在りても橋梁費等は幕府の支辨に屬するに反し修繕に關しては沿道地元の負擔に屬し、後者の道路に在りても藩主の支辨に屬するものと沿道地元の負擔に屬するものとあるの外、沿道地元の負擔に對し幕府又は藩主より其の費用の一部を補給したものと區々に岐れ一般道路に關する費用負擔の制度を概論することは困難である。

維新當初に於ては徳川時代の舊制を踏襲したものゝ如く、明治二年八月土木司達第八百三十六號（註二十三）を以て、道路等修繕の事を府藩縣へ委任し施行すべき旨を達したが、其の費用の負擔は明確でない。明治五年に至り道路修繕に要する費用であつて從來藩費の分は勿論藩に於て課役支辨したものも亦官費支辨に取調ふべき旨を命じ（註二十四）、明治八年從來修路の爲に徵收した諸賦課は之を廢止して各府縣限り適宜の賦課法を立つべき旨を達し、同時に官費負擔の分は從前の例規に依るが増額しない旨を定めた（註二十五）。明治九年六月太政官達第六十號（前註十）を以て道路費用ノ儀ハ追テ

一般布告後迄從前ノ通り相心得ベシ。旨を達し以上述べた制度に依つて官費と地方費との負擔に屬せしめた。

明治十一年に至り郡區町村編制法(太政官布告第十七號)府縣會規則(同號第十)を定め、府縣會は地方稅を以て支辨すべき經費の豫算及其の徵收方法を議定すべきことを定むると同時に地方稅規則(註二十六)を制定して道路費用の負擔を明確ならしめた、即ち府縣全般の利害に關するものは地方稅を以て支辨し町村限り區限り又は數町村共同の利害に係るものは其の町村又は區内限り協議費の支辨に屬すべきものとしたのである(註二十七)然るに其施行の順序は地方の慣行上直に右の規定に準據し難いものがあるから府縣會の決議を以て暫く舊慣に依り施行し差支なき旨を布告した(註二十八)然るに明治十三年に至り從來の慣行に依り地方費を以て支辨すべき府縣土木費(即ち河港道路堤防橋梁建築修繕等)中に下渡したる官費を十四年より廢止さるゝに至つた(註二十九)之れ即ち徳川時代より採り來つた道路費國庫負擔の制度を廢止して全部地方の負擔に屬せしめたのである、其の後二十一年に至り市制町村制を制定し三十二年府縣制を制定したが、何れも公共團體は從來の慣例に依り府縣市町村の負擔に屬する費用を負擔する義務を負ひ、之に依り道路費用は公共團體の負擔たるに至つたのである。併しながら特定の道路に關する費用を如何なる公共團體の負擔に屬せしむるかは、前に述べた如く道路が國の營造物として措置された結果費用を負擔する公共團體が決定するのでは無く、地方行政廳たる府縣知事市町村長が決定したのである、従つて府縣に於ては府縣令を以て土木費支辨規則を設け府縣費を以て支辨すべき道路を指定したが、市町村長は積極的に之を決定するなく府縣

費支辨又は郡費支辨に屬せざるものを市町村費を以て支辨するものとして取扱つた、従つて里道にして府縣費を以て支辨するもの郡費を以て支辨するもの等を生じた。

道路の占用料其の他道路より生ずる收入の歸屬に關しては明治九年乙第五十八號達(註三十)により占用料は地盤官有に屬するものは大藏省に、民有に屬するものは適宜處分すべき旨を定めたが十四年に至り此制度を廢止し、明治二十一年に至り内務省訓令第十七號(註三十二)を以て所屬を定めたが、更に明治二十四年同第四六二號(前註十八)を以て之を改めた。此訓令は明治二十三年に制定された官有地取扱規則官有財產管理規則及官有地特別處分規則等の規定との關係に就ては前に述べた如く議論があつたが、行政慣例として是認されたのである。

以上述べた制度の下に明治年間道路の爲に投じられた費用は左表の示す通りである。

明治年間道路橋梁費調

年 度	國 道	設 定 縣 道	里 道	計
第一期(自慶應三年十二月 至明治元年十二月)				四八八、〇八〇 圓
第二期(自同二年一月 至同年九月)				八七五、三一二
第三期(自同三年十月 至同年十月)				四八一、七五九
第四期(自同四年九月 至同年九月)				四九〇、六〇四
第五期(自同五年十一月 至同五年十二月)				一、一五一、九三六

第六期(至自同六年十二月)	第七期(至同年七月一日)	第八期(至同年八月一日)	九年度(至同年九月一日)	八年度(至同年十月一日)	十年度(至同年十一月一日)	十二年度(至同年十二月一日)	十三年度(至同年一月一日)	二十年度(至同年六月一日)	二十年度(至同年七月一日)	二十年度(至同年八月一日)	二十年度(至同年九月一日)	二十年度(至同年十月一日)	二十年度(至同年十一月一日)	二十年度(至同年十二月一日)	
史	料	計	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度	二十一年度
料			四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
			度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度

國

費

八三、七八七

一三四、三一五
三五三、五六〇
五六九、二二八

廳	府	縣	費
一、二二一、三四九	一、二二一、三四九	一、二二一、三四九	一、二二一、三四九

市	町	村	費	等	費
一、七三一、二八〇	一、七三一、二八〇	一、七三一、二八〇	一、七三一、二八〇	一、七三一、二八〇	一、七三一、二八〇

計

三、〇二六、二一六

一、四六四、五九六
一、五四六、七六九
一、四一三、七五四
一、五六七、五四五
一、五三〇、七七五

三、七二六、一六〇

一七、三〇〇、九九三

一、五一六、四〇八

一、四六一、八二五

一、四八二、一五四

一、五二六、四〇八

一、三八三、五三八

一、三九九、九九四

一、四三三、九二二

一、七一七、五八二

一、三一二、二四五

三十一年度	國道	二、〇一一、八四〇	一、六七〇、九七二
三十一年度	縣道	一、九五八、〇四六	一、七六四、二四八
三十一年度	里道	二、三六九、二三二	四、二三〇、六〇四
三十一年度	計	一、七五七、八五一	四、六八八、九七一
三十一年度	計	二、七六九、〇四五	五、七〇一、三四七
三十一年度	計	三、〇八六、四三一	六、三一九、一六六
三十一年度	計	二、五〇一、六四五	五、三三一、〇六四
三十一年度	計	二、一八六、六五七	六、二五一、八二四
三十一年度	計	二、二五二、五四一	六、三五六、九八八
三十一年度	計	二、二一九、七九五	七、一四二、五九五
三十一年度	計	二、四五〇、三四九	八、〇一六、九〇二
三十一年度	計	二、五三二、二九二	一、一〇七、七五〇
三十一年度	計	三、三六九、八二四	一、一〇八、九〇二
三十一年度	計	三、八七九、三五七	一、五一八、九〇二
三十一年度	計	五、五二八、六九九	一、五二七、五八九
三十一年度	計	六、〇一三、七八三	一、五七三、八〇三
三十一年度	計	六、八七六、九三三	一、五七一、一〇八
三十一年度	計	一、一〇二、七一五	一、一〇九、五二二
三十一年度	計	一四、三一九、〇三九	一、五五六、九六一
三十一年度	計	四、七五四、九四一	四、七五四、九四一
三十一年度	計	一〇、五〇〇、六二八	一〇、五〇〇、六二八
三十一年度	計	一六、九一八、一七三	一六、九一八、一七三

三十五年 度	一、八八四、三九五	五、一四六、二九六	一〇、一二五、二八四	一七、二五五、九七五
三十六年 度	一、五九五、〇八八	五、三九三、八八〇	一〇、一一二、三六五	一七、一一〇、三三三
三十七年 度	一、四一四、八三二	三、五一八、四九五	五、二一八、三六三	一〇、一五一、六九〇
三十八年 度	一、〇七九、八五九	三、三五二、六四九	五、八一八、二八〇	一〇、三五〇、七八八
三十九年 度	一、〇六三、七〇九	三、五二七、七三一	九、〇六四、七七五	一三、五六六、二一五
四十一年 度	一、八六九、九七〇	四、七一七、〇三〇	一八、六二九、〇〇三	二五、二一六、〇〇三
四十一年 度	二、五四八、八九〇	五、九一三、七五三	一五、一一、四七九	二三、五七四、一二二
四十二年 度	二、八〇七、七〇七	五、一八三、四三四	一五、五一三、九四六	二三、五〇五、〇八七
四十三年 度	三、一四六、二八七	六、四八一、〇八三	一八、九四三、二四〇	二八、五七〇、六一〇
四十四年 度	三、五六五、八六二	八、七七八、〇四〇	一九、〇〇八、七五二	三一、三五二、六五四
大正元年 度	二、三六六、七七〇	七、〇四四、五四一	一七、七一二、四九六	二七、一二三、八〇七
計	二五、〇〇五、九七三	六三、八一〇、八七三	一五五、八六八、六一一	三四四、六八五、四五七 <small>四</small>
總 計	三九五、一一二、八二三	三九五、一一二、八二三	二七、一二三、八〇七	二七、一二三、八〇七

備考

本表中第一期ヨリ第八期迄ハ堤防道路橋梁修築費トシテ處理セラレ、八年度分ヨリハ府縣土木費トシテ處理セラレタ
ルモノナレハ單ニ道路橋梁費ニ區分シタル調査ヲ得ス、尤モ該期間ニ於ケル道路橋梁費トシテハ平均全額ノ四分一チ
其ノ支出額ト見テ大差無カルヘキチ信ス。(尙本調査ニ關シテハ内務省囑託田中政秋氏ヲ煩シタルコトヲ感謝ス)

道路の公用を廢止した場合に於ける舊道路敷地の處分に就ては、其の取扱振り必ずしも明確でな

いが明治九年に至り民費を以て道路を附換したる等の場合に於ては舊道敷を工事施行者に無代下げ渡すべき旨を達せられ(註三十二)明治二十二年官有財產管理規則を制定して府縣市町村に於て新に道路……竪木敷等を開設し爲に不用に歸した官有舊同種類の土地は官林内若は官廳使用地内に包含せるもの又は他の官有財產保護上離權し難きものを除くの外、内務大臣に於て其の府縣市町村に譲與すべき旨を定め(第十三條)官有地特別處分規則に於ては府縣郡市町村又は公共組合に於て直接公用に供する官有地の修理保存費を負擔するものは其の直接公用を廢するとき官有財產管理上必要のものを除くの外之を其の費用負擔者に無代下附し府縣郡市町村又は公共組合に於て其の土地を賣拂はむとするときは隣接地主は先買の權を有する旨を定められた(第三條)即ち舊道に關し費用を負擔した者に其の敷地を無代下附したのである。

註二十三 明治二年八月土木局達第八百三十六號川々堤防橋梁道路等修繕ノ儀可否詮議ノ上府藩縣へ委任可施行旨此度御布告ノ趣ニ隨ヒ水配水防トシテ場所場所へ出張罷在候附屬ノ者爲引拂候尤見込有之候場所へ差出置候様可致候此段爲御心得及御達候也

註二十四 明治五年三月九日達第三十五號堤防道路橋梁用水水路種類等修繕ノ儀從來ノ仕法相糺シ藩費ノ分ハ官費ニ取調候ハ勿論

ニ候得共舊藩々ニ於テハ別ニ課役等相談夫カ爲ニ堤防修繕等ハ藩費ニスルノ仕法モ間々有之候條右等篤ト注意取調不都合ノ廉ハ改正ノ見込可伺出事

註二十五 明治八年七月八日達第百二十號從來夫米夫錢堤銀等左ニ掲載ノ名唱ヲ以テ特ニ治水修繕ノ爲メ從前收入致シ來候物及ヒ之ニ類似ノ分トモ總テ相廢シ各府縣適宜賦課法相立可申尤官費ノ分ハ從前ノ例規ニ隨ヒ不增加様處分可致此旨相達候事

夫 金
米 壱 步 米
堤 防 費 用 米

大川定格夫錢

郡中割金

鄉役米

堤防其他營繕米

土木高割金

土工米

役米川役米

橋々料米

鄉役修補米

堤銀

夫役米

七厘米

缺役米

電役米

七厘米

電役米

註二十六

地方稅規則(明治十一年太政官布告第十九號)從前府縣稅及民費ノ名ヲ以テ徵收セル府縣費區費ヲ改メ更ニ地方稅トシ規則左ノ通定ム。第三條。地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目左ノ如シ。一、河港道路堤防橋梁建築修繕費。各町村限區限リノ入費ハ其區内町村内人民ノ協議ニ任せ地方稅ヲ以テ支辨スルノ限ニアラス。

註二十七

明治十一年七月二十二日太政官無號達。今度第十七號第十八號第十九號ヲ以テ郡區町村編制府縣會規則地方稅規則布告候ニ就テハ施行ノ順序左ノ通り相心得ヘシ此旨相達候事。十二。地方稅ヲ以テ支辨スヘキ事件ト町村又ハ區内限リノ協議費ヲ以テ支辨スヘキ事件トノ區分ハ凡ソ地方一般ノ利害ニ關ヘヘキモノハ地方稅支辨ノ部ニ屬シ其町村限リ區限リ又ハ數町村共同ノ利害ニ係ルモノハ其町村又ハ區内限リ協議費ノ支辨ニ屬スヘシ。

註二十八

明治十二年二月十二日太政官無號達。河港道路堤防橋梁費ノ義ハ明治七年七月第十九號ヲ以テ相定メ右施行順序ノ義ハ同年七月二十二日號外達第十二號ノ通相達置候ヘ共自然各地方ノ慣行ニ依リ右ニ準據シ難キ分ハ府縣會ノ決議ヲ經テ暫ク舊慣ニ因リ施行シ不苦候條此旨爲心得相達候事。

註二十九

明治十三年十一月五日太政官布告第四十八號。今般歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事。第三條。地方稅ヲ以テ支辨スヘキ府縣土木費中官費下渡金ハ來ル十四年度ヨリ廢止ス

註三十

明治九年九月十日。乙第五十八號達。堤上堤腹等從前慣行テ以住居又ハ小屋掛等致候分地盤ノ所有及費用ノ官民ニ拘ラズ相當ノ仕用料ヲ徵收シ地盤有地ノ分ハ大藏省へ納付シ同民有地ノ分ハ堤塘修繕費(人民ヨリ支出スル部分ノ費額ヲ云フ)ニ適宜遣拂可申此旨相達候事。

註三十一

明治二十一年七月十七日。内務省訓令第十七號。地方稅又ハ區町村費ノ支辨ニ係ル堤塘使用料及道路竪木敷貸渡料其ノ他同上ノ竪木及堤塘道路用惡水路土居敷等ニ屬スル竹木拂代金ハ左項ニ準シテ取扱フヘシ但本文ニ抵觸セシ從前ノ指令訓令ハ取消ス。一、修繕費ノ全部ヲ地方稅ヨリ支辨スル箇所ノ收入ハ地方稅ヘ其ノ區町村費ヨリ支辨スル箇所ノ收入ハ區町村費ヘ毎年度ニ於テ編入セシムヘシ。一、修繕ハ區町村費ノ主擔ニシテ地方稅ノ補助ニ係ル箇所ノ收入ハ區町村費ヘ編入セシム。一、地方稅ト區町村費ト修繕ノ主擔ヲ定メスシテ分擔支辨ニ係ル箇所ノ收入ハ其ノ支出金額ノ歩合ニ隨ヒ編入セシムヘシ。一、地方稅ト區町村費ト年々修繕負擔ヲ異ニスル箇所ノ收入ハ該年度負擔ノ方ニ編入セシムヘシ。一、區町村費ノ支辨ニ係ル堤塘道路用惡水路土居敷修繕費及竪木植繼及保護費ハ區町村費中土木費ヨリ支出セシムヘシ。一、前各項ノ收入金ニシテ府縣廳ヘ積置タル分ハ前各項ニ準據シ本年度中悉皆交付スヘシ。

註三十二

明治九年六月三十日。乙第八十一號達。一般便益ノ爲メ道路河川ヲ變換スルニ際シ民費ヲ以テ民有地ヲ新道新川敷ト爲シ舊道舊河敷不用ニ屬シ土功着手者其ノ地ヲ請求スル時ハ右舊道舊河敷ハ新道新川敷ノ代地トシテ悉皆無代價ニテ可下渡此旨相達候事。十九年内務省令第一號ヲ以テ、但シ官林内ニ在ル舊道舊河敷地ハ此限ニアラス。ヲ加フ。

第八目 道路行政の監督

道路行政は第一目に説明したる如き沿革を経て内務大臣の管理に屬し明治十一年府縣官職制を定むるに方つて、河港道路堤防橋梁開鑿等の類他管に關涉するもの及定額外官費の支出に係る土功を起す事は、本省に稟議して處分すべきことを定め、(太政官達)
(第三十二號) 十七年に至り假定國道及縣道の新

設及變換の事並に假定國縣道に架すべき橋梁新營の事は、何れも他省の管轄に關涉するが故に内務省に稟議すべきを訓示し（二月十六日訓示）（坤土第一〇八號）三十年に至り右訓令を廢止し、國道及假定縣道の新設變更、組替廢止並に路敷の徵收及其の期限の變更、國道及假定縣道に架すべき橋梁の新設變更及從來の構造に顯著なる變更を加ふべき架換橋錢の徵收及其の期限の變更是内務大臣の認可を受くべき旨を定め、（内務省訓令第百七十六號）その後三十八年（内務省訓令第五號）及三十九年（内務省訓令第十四號）に至りて取扱制度を改めたが、是等は何れも國道及府縣道に關する監督に過ぎずして夫等以外の道路の監督に關しては地方長官の定むる所に依りたるものとす。蓋し主務大臣の主管する事務にして特別の規定あらざるものは凡て地方長官をして總理せしめたからである。

上州の道路

群馬縣知事

堀田

鼎

駒とめて袖打拂ふかけもなし

佐野のわたりの雪の夕暮

鉢の木をくべて語らふ淋しきふろり端の沙門と源左衛門の古事を憶へば往時の行路難が偲ばれ